

愛媛県研修所・愛媛農協学園非常用放送設備更新業務 仕様書

1 概要

愛媛県研修所・愛媛農協学園の放送設備は、消防法で設置が義務付けられている非常用放送機能と研修施設としての運営上日常的に必要なチャイム放送機能を有する放送設備の更新業務。(現設備は1978年に導入したもの、一部故障により使えないことから更新を要する。)

2 内容

本業務は、愛媛県研修所・愛媛農協学園非常用放送設備を更新するもの。更新にあたっては、以下の機器および設置・撤去作業を含む。なお、同等品の提案可。

2-1 機器リスト

内容	名称及び規格	数量	単位	備考
○主要機器				
スタンダードラック型非常放送設備	WL-8000A	1	式	同等品可
○内訳				
非常操作ユニット	WK-ER500A	1	台	同等品可
入出力制御ユニット	WU-ER550	1	台	同等品可
増設用出力制御ユニット	WU-ER552	1	台	同等品可
電源制御ユニット	WU-L62	1	台	同等品可
ミキサーユニット	WU-MU160	1	台	同等品可
電力増幅ユニット	WU-PD122	1	台	同等品可
非常電源ユニット	WP-570B	1	台	同等品可
プログラムタイマー	PT-82TLCU-EI	1	台	同等品可
密閉形ニッケル・水素蓄電池 (7000mAh)	WU-EB700	1	台	同等品可
音声警報機能付非常リモコン	WR-EC500A	1	台	同等品可
○その他				
既設機器撤去・処分費		1	式	
消防検査手続・立合費		1	式	
設置費用		1	式	
調整試験費		1	式	
雑材・消耗品費		1	式	
諸経費		1	式	

3 業務完了期日

令和9年3月31日

4 その他

- (1) 撤去品、建設副産物等については、関係法令および地方自治体の条例に基づき適切に処理すること。
- (2) 更新の状況については、工程ごとに写真を撮影し、工程名、日付等を記入し、表紙に業務名、施工期間を記入し、完了届として提出すること。また、写真撮影の際には、更新前と更新後の比較が明確に分かるように留意すること。
- (3) 今回の入札において、必要に応じて現場確認を行うことができる。ただし日時は事前に連絡のうえ調整すること。
- (4) 本仕様に記載のない事項で疑義が生じた場合は、研修所及び愛媛県農業協同組合中央会と協議の上決定すること。
- (5) 作業実施にあたっては、研修所における研修業務に最大限の配慮を行い、研修への影響を最小限に留めるよう努めること。騒音、振動、粉塵等が発生する作業については、事前に研修所と調整し、可能な限り研修時間外または研修のない期間に実施すること。
- (6) 作業完了後は、設備の正常な動作を確認するため、研修所職員等の立会いのもと、動作確認試験を実施すること。
- (7) 更新作業は安全に十分配慮し、万一事故が発生した場合は速やかに研修所に報告し、適切な措置を講じること。